

仕様書

第二管区海上保安本部

1 件名

(塩釜合庁) 電気・機械等設備運転保守

2 総則

第二管区海上保安本部(以下「二本部」という。)が管理する塩釜港湾合同庁舎(以下「庁舎」という。)の電気・機械等の運転及び保守を受託し実施する業務(以下「業務」という。)は、この仕様書による。

なお、請負業者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託(変更等)承諾申請書(別紙様式1)を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

3 目的

本業務は、電気事業法及び建築基準法等関係法令に基づき、必要な点検保守を行い設備の適正な管理維持を目的とする。

4 業務対象設備

所在地 塩釜市貞山通三丁目4番1号

施設 別紙「庁舎電気・機械等設備調書」のとおり

なお、給水設備及び排水設備の保守は、配管、バルブ及び器具の操作並びに点検とし、清掃の業務を除くものとする。

また、電気設備の保守管理する責任の分界点は、公共の施設と対象設備の電源1次側までとする。

5 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

6 受注者の要件

受注者は、業務の履行に必要な資格保有者を本仕様書記載のとおり派遣できるものであること。

7 一般仕様

一般仕様は、次のとおり。

- (1) 本業務を受託する者(以下「受注者」という。)は、二本部から貸与された物品を、その責に帰すべき事由により亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後14日以内に、この仕様書に定める業務基準に基づき年間業務計画を策定し、二本部総務部総務課監督職員(以下「監督職員」という。)の承

認を受けなければならない。

- (3) 受注者は、本業務にかかる法定検査及び調査に担当者を立会わせること。
- (4) 本仕様に明記していない事項であっても、運転及び保守業務上当然なすべきことは、受注者の責任において実施すること。
- (5) 本業務履行にあたり、庁舎構内の駐車場を利用することができないものとする。
ただし、業務上止むを得ず駐車する必要がある場合及び短時間の駐車をする場合は、事前に監督職員の承諾を受けること。
- (6) 本業務履行に伴い発生した部品等は、監督職員の指示に従い適法に処分すること。
- (7) この仕様書に関し、履行期間中に疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

8 派遣技術者の選任等

受注者が、「電気事業法」に規定する第3種電気主任技術者（以下「電気主任」という。）、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に規定する1級ボイラー技師（以下「ボイラーメンバー」という。）及び第一種圧力容器取扱作業主任者（以下「圧力容器主任」という。）、「消防法」に規定する乙種第4類危険物取扱者（以下「危険物取扱者」という。）の資格保有者として派遣した者（以下「派遣技術者」という。）について、次のとおり定めるものとする。

なお、この規定は、派遣技術者を異動させる場合においても準用する。

- (1) 派遣技術者は、身元性向が正しく、専門的知識及び技術に優れ、心身ともに健健康な者であること。
- (2) 受注者は、派遣技術者の履歴書及び業務履行に必要な資格を証明する免状等の写しを監督職員に提出のうえ、庁舎における「電気事業法」に規定する自家用電気工作物（以下「電気設備」という。）及び「建築基準法」に規定する建築設備（以下「機械設備」という。）の派遣技術者として選任を求めるものとする。
- (3) 受注者は、監督職員から派遣技術者の選任通知を受けたときは、それらの者の中1名を責任者として指名すること。
- (4) 受注者は、派遣技術者の休暇等に備え、事前に代務者を監督職員に届け出ること。
- (5) 監督職員は、派遣技術者が不正、不当行為を働く等、職務遂行上不適当と認めたときは、受注者に対し、派遣技術者の変更を求めることができる。
- (6) 受注者は、派遣技術者を次の業務の選任者として関係機関に届出するものとする。
 - ① 電気事業法に基づく電気主任技術者の選任
 - ② 消防法に基づく危険物保安監督者の選任

9 派遣技術者の勤務

派遣技術者の勤務は、常勤で勤務時間は0800から1700までとする。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

派遣技術者は、二本部が提供する制御室（電気室、ボイラー室、ポンプ室、ポンプ機械室及び冷凍機室を含む。）で勤務するものとする。

10 派遣技術者の実施する業務分担及び区分

派遣技術者の実施する業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 電気主任

- ① 電気主任の職務及び下表に掲げる電気設備に関する運転、保守管理等の業務。

項目	業務内容
使用機器の保全確認業務	電気設備の作動状況を監視する業務。
点検業務 (日常点検)	機能の状態、損耗、ゆるみの具合等を点検し、それらの予防措置を講ずる業務。
保守管理業務	塵埃の除去、注油、グリスアップ、ポンプグランド部調整、雑部品の取替え及び減耗補修等の手入れ業務。
整備業務	<p>① 運転その他に支障をきたすおそれのある部分、又は機器の性能低下防止のための分解調整等及び部分的補修業務。(開放部のパッキン材交換を含む。)</p> <p>ただし、通常の保全業務では正常な状態を保持することが困難と認められる損耗、もしくは破損に対する補修、又は修繕を除く。</p> <p>② 法令に基づく性能検査等の受検に関する保守点検整備業務。</p>

- ② 各負荷設備に電気が、正常に供給されていることを確認する業務。
- ③ 目視による責任分界点付近の電源1次側の点検業務。
- ④ 保全管理に関する業務を実施し、漏電等による人身事故、電気・機械設備の損壊及び電気事業用工作物への波及事故を未然に防止するため万全の措置を講ずる業務。
- ⑤ 受電設備の操作及び発電装置の運転に関する業務。
なお、発電設備については、原則毎月1回試運転を行うこととし、結果を業務日報に記載すること。
- ⑥ 電気設備の状態及び電気の使用状況の監視並びに記録に関する業務。
- ⑦ 庁舎入居官署が実施する電気設備の工事、維持及び運用(以下「電気設備の工事等」という。)に関する保安監督の職務として実施する意見、改善要望の具申に関すること。
- ⑧ P H発電機の電気主任技術者業務については、別添のとおり

(2) ボイラー主任

- ① ボイラー主任、圧力容器主任及び危険物取扱者の職務並びに10(1)①表に掲げる機械設備に関する運転、保守管理等の業務。
なお、表中「電気設備」を「機械設備」と読み替えるものとする。
- ② 冷・暖房及び空気環境の調整に関する機械運転、保守管理に関する業務。
- ③ 飲料水その他用水の供給に関する機械運転、保守管理に関する業務。
- ④ 消火栓及び連結送水管の点検業務。
- ⑤ 排水設備の運転、保守管理及び配管バルブの操作。
- ⑥ 庁舎内水栓の点検、調整及びパッキン交換の業務。
- ⑦ 機械の運転及び操作並びに発停状態を監視する業務。

⑧ 運転の記録に関する業務。

(3) 電気主任とボイラー主任の業務は、兼務できないものとする。

11 法定検査の代行

受注者は、法令に基づくボイラー、圧力容器等の性能検査については、国が指定する検査代行機関において受検するための手続きの代行（検査料含む。）及び検査対象設備のオーバーホールを実施する。

12 空気調和設備の運転時期等

空気調和設備の運転は、法定点検を実施後、ボイラー主任が気温等を考慮し、かつ監督職員の指示に従い運転するものとする。

(1) 冷房時間 平日 0830 から 1645 までとし、設定温度は、28 度C。

(2) 暖房時間 平日 0830 から 1645 までとし、設定温度は、19 度C。

13 冷房設備点検等の内容及び実施時期

冷房設備点検等の内容及び実施時期は次のとおり実施すること。

(1) 冷房設備点検等の内容は、「建築保全業務共通仕様書」の冷熱源機器及び本仕様書別紙「9 冷房設備点検等の基準」のとおりとする。

(2) 実施時期は、別紙「9 冷房設備点検等の基準」のとおりとする。

(3) 冷房運転期間中、冷房設備に不具合等を生じ、監督職員から指示があった場合は、速やかに点検を実施し、軽微な修理、調整にあってはこれを実施すること。

(4) 点検等実施の都度、その結果及び措置した事項について、監督職員に書面をもつて報告すること。

14 器具等の負担

受注者は、次の各号に掲げるものを負担するものとする。

(1) 電気設備の保守等に必要な工具等、保護具（高圧用手袋・ブーツ等）及び測定器（抵抗計、電圧計、電流計等）

(2) 機械設備の保守等に必要な工具等

(3) 電気・機械設備の保守及び軽微な修理に必要な消耗品等

(4) 清掃用具

(5) 日報用紙

15 受注者の遵守事項

受注者は、本業務を派遣技術者、又は他の従業員に実施させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監督職員の指示事項について、速やかに派遣技術者に伝達し、その指示に従わせること。

ただし、設備機器の発停及び随時の点検に関すること並びに非常事態における対応については、監督職員が直接指示をして実施させることができるものとする。

(2) 派遣技術者に対し、二本部又は法令に定める設備点検基準及び安全基準を遵守させなければならない。

(3) 電気・機械設備の保守管理に関し、法令に基づく計測記録、運転状態、保全管理

及び必要と認められる各事項について、毎日、日報を監督職員に提出し検認を受けなければならない。

- (4) 日常点検以外の業務を開始するときは、予め監督職員にその旨を告げること。
- (5) 業務実施中に不良個所を発見したときは、遅滞なく監督職員に報告するとともに適切な処置を講ずること。

16 派遣技術者の遵守事項

派遣技術者は、運転、保守管理を遂行するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務時間を遵守し、又業務を誠実に実施し、設備の良好な性能保持に努めること。
- (2) 関係者以外の者を、配電盤室及び制御室並びに機械設備室に入りさせないこと。
- (3) 事務室及び会議室等で業務を実施する場合は、監督職員の立会いを受けること。
- (4) 監督職員の許可なく電気・機械設備の模様替えをしないこと。
- (5) 事故の発生を未然に防止するため、電気・機械設備に関する運転技術の向上及び保全管理に万全を期すこと。
- (6) 事故が発生したとき、又は天災地変等により電気・機械設備に異常を生じた場合は、直ちに監督職員及び受注者に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- (7) 休日及び勤務時間外において、監督職員から不測の事故発生通知を受けたとき、又は派遣技術者が事故発生の可能性があると判断したときは、直ちに庁舎に出勤し、必要な措置を講ずること。
- (8) 危険物の貯蔵及び取扱いに関して、安全管理を徹底するとともに、庁舎暖房用燃料油等の受渡しに立ち会い危険防止の措置を講ずること。
- (9) 勤務場所及び機械設備室は、防犯に留意し、火気及び安全管理に万全を期すとともに、清潔の保持及び整理整頓に努めること。
- (10) 電気・機械設備に関する取扱説明書等は、良好に整理保管すること。

17 検査・報告

本件は、四半期毎に業務完了後、二本部総務部総務課検査職員（以下「検査職員」という。）に対し、業務完了報告書を提出し、検査を受け合格判定をもって完了とする。

18 支払い

受注者は、四半期毎に、前項の検査職員による検査合格後、当該期間中における請負代金を取りまとめ請求するものとし、庁舎入居各官署は、適法な請求書を受理後支払うものとする。

19 疑義事項

この仕様書に定める事項について、履行期間中に疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

序舎電気・機械等設備調書

別紙

1 電 気 設 備

(1) 受電設備 三相 6 KVA

名 称	定格・規格	数量
柱上気中遮断器	三 相 6 KV 300 A 容 量 12.5 KV 160 MVA	1 台
電灯用変圧器	乾 式 モールド出力 20 KVA	1 台
電灯用変圧器	乾 式 モールド出力 200 KVA	1 台
動力用変圧器	乾 式 モールド出力 200 KVA 高圧コンデンサー盤自立閉鎖型	1 台 1 面
高圧進相コンデンサー (ガス式)	容 量 53.2 KVAr 容 量 21.3 KVAr 自立閉鎖型 CB 直列リアクトル 3.19KVar 乾 式(モールド) 1.28KVar	1 台 1 台 1 台 1 台
高圧受電盤	主要内蔵機器 1 高圧遮断器 4 計器用変成器 2 断路器 5 テマンド監視装置 3 繼電器	1 面
高圧分岐盤 No1(電灯) No2(動力) No2(電灯)	自立閉鎖型 主要内蔵機器 1 高圧遮断器 3 ~ 4 高圧受電盤に同じ	3 面
低圧電灯・動力盤	自立閉鎖型 主要内蔵機器 1 低圧電灯配電盤 No 1・No 2 2 低圧動力配電盤(漏電警報盤)	3 面
直流電源盤	自立閉鎖型 入 力 AC三相 200V 50HZ 出 力 DC90~110V 20A 主要内蔵機器 1 充電器 AVR付 2 蓄電池 108V 40Ah 陰極吸収式シール型据置鉛蓄電池	1 面
高圧冷房盤 6600V	主要構成 ブースターポンプ操作盤 1号フィルター操作盤 2号フィルター操作盤	1 面
中央監視盤	主要構成 高圧監視盤・動力監視盤・グラフティクパネル・ 電子管式円型温度指示計・操作盤	1 面

(2) 発電設備

名 称	定格・規格	数量
交流発電機	型 式 自励式 自冷方式 SA6D140B×300kVA 定 格 AC 6 6 0 0 V 3 0 0 KVA 5 0 H z / s e c 1 5 0 0 R P M	1 台
発電機自動始動盤	自立閉鎖型 J E M - A 主要内蔵機器 1 静止励磁装置(ブラシレス励磁方式) 2 真空遮断機(7.2KV 600A 12.5KA) 3 自動起動停止装置	1 面
ディーゼル式発動機関	株小松製作所 SA6D140B 型 式 直列縦置水冷4サイクル 気筒数 6 起動方式 電気式 回転数 1 5 0 0 R P M 軸馬力 4 1 2 P S.	1 台
燃料移送ポンプ	1 ギアポンプ 2 電動機 三相 2 0 0 V 定格 0. 4 0 K W × 2 0. 7 5 K W × 1	2 台 1 台
燃料タンク	概略容量 0. 5 m ³	1 台
消音器	天井つり下方式	1 個
充電器	自動充電方式 定格 入力 AC单相2 0 0 V 出力 DC 2 2 ~ 3 5 V 1 0 A	1 台
蓄電池	2 4 V MSE 2 0 0 A H	1 2 個

2 暖房設備

名 称	定格・規格	数量
ボイラー	前田セクショナルボイラー 型 式 MF 5-N 10 SA 定 格 伝熱面積 14.7 m ² 最高使用圧力 1 Kg/cm ² 付属機能 バーナー 200V 1.5 KW	2 台
スチームヘッダー		1 基
冷温水ヘッダー	暖・冷房両用	2 基
燃料移送ポンプ	1 ギアポンプ 3 kg/cm ² 2 電動機 三相 200V 定格 0.4 KW	2 台
燃料タンク (サービス)	概略容量 0.3 m ³	1 基
第一種圧力容器	型式 TYSS 交換熱量 10,000 Mcal/h	1 基
冷温水ポンプ	3 m ³ /h × 2.2 kW	2 台
燃料タンク (貯蔵)	20 kℓ (地下横置)	1 基

3 冷房設備

名 称	定格・規格	数量
ターボ冷凍機	<p>日立 HC-F 300 主要機構</p> <p>1 蒸発器 2520ℓ/min 0.045 MPa</p> <p>2 凝縮器 3250ℓ/min 0.073 MPa</p> <p>3 電動機 定格 6000V×21.8A</p>	1台
冷却水循環ポンプ	<p>主要機構及び定格</p> <p>1 ポンプ 3000ℓ/min×28m</p> <p>2 電動機 三相 200V 22KW</p>	1台
外気処理空気調整機 (1) 庁舎用	<p>主要機構及び定格</p> <p>1 両吸込型多翼送風機 307ℓ/min×80Aq 200V 7.5KW</p> <p>2 加熱器・冷却器コイル 加熱能力 200000 Kcal/h 冷却能力 145000 Kcal/h</p> <p>3 加湿器 蒸気スプレ式 145Kg/h</p> <p>4 フィルター (電気集塵機) エクトロルフィルター 全自動巻取型 18290 m³/h 200V 240W</p>	1台
(2) 会議棟用	<p>主要機構及び定格</p> <p>1 両吸込型多翼送風機 100ℓ/min 200V 3.7KW</p>	1台
エアーカーテン	<p>(A) 100V 99W</p> <p>(B) 100V 141W</p>	<p>4台</p> <p>1台</p>
冷却塔	三菱樹脂 HT-250ME-Rg 981000kcal/h 7.5KW×4	1台
冷却水処理装置	アクアス製 アクアスフィーダー T-703TY (屋上設置)	1台

4 空気調整・排気・排風設備

(1) 第2種排氣方式(空気調和機)

設置場所	機器名	使用電圧	容量	数量	摘要
1F~7F 各空調機室	空気調和機	200V	3.7KW	6台	1F・2~6F北
	空気調和機	200V	5.5KW	6台	2F~6F南 7F北
	空気調和機	200V	7.5KW	1台	7F南
会議棟2F	空気調和機	200V	3.7KW	2台	
1F~7F 会議棟 各空調室	温室度自動制御装置	100V 24V		15台	

(2) 第3種換氣方式(排氣用送風機)

設置場所	機器名	使用電圧	容量	数量	摘要
PH 1F	排氣用送風機	200V	1.5KW	1台	各室余剰排氣
PH 1F	排氣用送風機	200V	0.4KW	1台	診療所
PH 1F	排氣用送風機	200V	0.75KW	1台	各湯沸場
PH 1F	排氣用送風機	200V	1.5KW	1台	各便所
PH 1F	排氣用送風機	200V	0.2KW	1台	7F運用室
PH 1F	排氣用送風機	200V	0.2KW	1台	3F検査室
PH 1F	排氣用送風機	200V	0.75KW	1台	2Fドクターチャンバー
PH 1F	排氣用送風機	100V	0.1KW	1台	5F便所
電気室	排氣用送風機	200V	0.75KW	1台	
1F充電室	排氣用送風機	100V	0.1KW	1台	
5F環境室	排氣用送風機	100V	0.1KW	1台	
5F環境室	吸気用送風機	100V	0.1KW	1台	
会議 PH	排氣用送風機	100V	0.75KW	2台	大会議室外
1F 工作室	換気扇 250m³	100V		1台	
1F 浴室	換気扇 250m³	100V		1台	
2F 検査室	換気扇 250m³	100V		1台	
PH 1F 発電機室	換気扇 300m³	100V		1台	
PH 1F 冷却水室	換気扇 250m³	100V		1台	
PH共用倉庫 (元エレベーター 機械室)	換気扇 300m³	100V		1台	
くんじょう庫	換気扇 400m³	100V		1台	
ファンルーム	換気扇 350m³	100V		1台	
海洋情報部倉庫	換気扇 200m³	100V		1台	
渡廊下 便所	換気扇 230m³	100V	0.1KW	1台	
記者室	全熱交換器	100V	0.15KW	1台	
検疫所(元理容室)	全熱交換器	100V	0.15KW	1台	

5 給水設備

設置場所	機器名	使用電圧	容量	数量	摘要
庁舎1階 機械室内 同上	受水槽 ボルタップ警報装置 揚水ポンプ	D C 24V 200V	80m ³ 5.5KW	1基 1式 2台	
PH 1F	高架水槽 ボルタップ警報装置	D C 24V	8m ³	1基 1式	
庁舎全般	給水管系			1式	

6 排水設備

設置場所	機器名	使用電圧	容量	数量	摘要
一般焼却室	雑排水ポンプ	200V	0.75KW	2台	
庁舎全般	排水管系			1式	

7 消火設備

設置場所	機器名	使用電圧	容量	数量	摘要
機械室	消火ポンプ	200V	11KW	1台	
庁舎全般	火災報知器設備	D C 100V		1式	

8 その他の設備（ガス器具）

設置場所	機器名	規格・寸法	数量	摘要
2F～7F 各湯沸場	瞬間湯沸器		6台	
1F 浴室	ガス湯沸器		1台	
3F 植防	ガス湯沸器		1台	
2F 検疫所	瞬間湯沸器		1台	
2F 検疫検査室	瞬間湯沸器		2台	
運転手待機室	ガス暖房器		1台	

9 冷房設備点検等の基準

設備名	対象機器	点検の種類	冷房シーズンイン 点検	冷房シーズン中点 検	冷房シーズンオフ 点検
			令和7年5月中 ただし、実施日は、 監督職員と協議し 決定（1回）	令和7年8月中 ただし、実施日は、 監督職員と協議し 決定（1回）	令和7年10月中 ただし、実施日は、 監督職員と協議し 決定（1回）
冷房設備	冷凍機(日立製作所製 HC-F300)	1台	・冷房運転準備 ・機器点検 ・試運転調整	・機器点検 ・試運転調整	・運転休止処理 ・機器点検 ・安全弁等検定
	冷却塔 (三菱樹脂製 HT-250ME-Rg)	1台	・冷房運転準備 ・機器点検 ・試運転調整	・機器点検 ・試運転調整	・運転休止処理 ・機器点検
	関連ポンプ・諸弁 操作	1式	・冷房運転準備 ・機器点検 ・試運転調整	・機器点検 ・試運転調整	・運転休止処理 ・機器点検
薬注装置	本体 (アクアス株) アクアスフィーダー TM T-703TY	1台	・総合外観点検 ・薬液投入 〔冷却水用複合 処理剤(予定量 40L)〕 ※受注者手配 ・装置の運転準備 ・試運転調整	・総合外観点検 ・試運転調整 ・レジオネラ菌の 分析検査(6検体)	・総合外観点検 ・薬液抜取 ・運転休止処理(凍 結防止処理を含 む)

※ フロン排出抑制法によるターボ冷凍機の冷媒ガス漏れ点検として、3箇月に1回以上の簡易点検及び年1回の定期点検を下記内容で実施する。

- ・簡易点検：機器からの異音、外観の損傷、腐食、錆、油のにじみ、フロン類の漏洩の徵候有無。
- ・定期点検：直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査を実施。

別添

仕様書内 10 (1) ⑧電気主任の内容について、下記の発電設備についても対応するものとし、別表の維持運用に関する電気工作物（需要施設）の巡視、点検及び試験の基準表の隔月点検を満たすこと。

発電設備

名 称	定格・規格	数量
P H発電機	型式 T L G - 4 7 S P G F 容量 3 0 k V A 電圧 2 0 0 V	1 台

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
第二管区海上保安本部長

殿

請負者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「
 (契約金額(税込み) 円) について、下記のとおり申請するので、手続き方
 お願いします。

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
 業務の契約(予定)金額(総計)
 別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠[該当する項目に○を付す]
 ・業務の再委託に関し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した
 結果(この場合、その「写し」を添付)
 ・継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」
 を添付)
 ・その他(令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。)
3. その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
 なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
 また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場
 合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、注文者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写し
 を提出すること。

支出負担行為担当官
 第二管区海上保安本部長

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)

株式会社○○○○	
----------	--

(再委託先1)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先1)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先2)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先3)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再委託先5)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	